

埼玉県教育局結核対策委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立の中学校及び特別支援学校の小学部、中学部の児童生徒の結核対策を推進するため、埼玉県教育局結核対策委員会（以下「委員会」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校における結核検診の実施状況・結果の把握に関すること。
- (2) 精密検査対象児童生徒の管理方針に関すること。（精密検査や経過観察の指示等に関する専門的事項）
- (3) 患者発生時における保健所と協力した対策に関すること。
- (4) 地域と連携した学校の結核管理方針に関すること。
- (5) その他児童生徒の結核対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、委員は結核に関する学識経験等を有する者の中から教育長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、緊急の議事があるときはこの限りではない。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県立学校部保健体育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別表1 (第3条関係) 委員

県保健所長の代表
結核の専門家
県立学校学校医の代表
県医師会の代表
県立特別支援学校長の代表
県立特別支援学校養護教諭の代表
県立学校部保健体育課長